

組見本

(B5判縮小)

第4 自己株式、資本の払戻し等

3 組織変更と金銭等の交付

○株式会社から持分会社への組織変更

Q

株式会社から持分会社への組織変更があった場合の会計と
ついて教えてください。

A

(1) 会計上の取扱い

株式会社から持分会社への組織変更が行われた場合には、
更後の持分会社（以下「組織変更後持分会社」といいます）の
資本は、原則として、その組織変更前の株主資本の部の計数をそ
継ぎます。ただし、持分会社の社員資本には準備金の概念がない
本剰余金を資本準備金とその他資本剰余金とに区分する必要はな
剰余金も利益準備金とその他利益剰余金とに区分する必要はあ
計規76③）。

株式会社から持分会社への組織変更の際に、その株式会社
て、金銭その他の組織変更後持分会社の持分以外の財産を交付
その組織変更後持分会社の資本剰余金又は利益剰余金から、そ
産の帳簿価額を減額させます（会計規33二ハ・三口）。

(2) 税務上の取扱い

株式会社から持分会社への組織変更が行われた場合におい
社の株主に対して、金銭その他の組織変更後持分会社の持分
付したときは、その株主において、みなし配当課税及び株式
が行われます。

なお、組織変更に伴い、金銭以外の現物が交付される場
に該当しますので、前掲第3 3の2「○現物分配制度の
配当との相違」を参照してください。

751

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）を
さしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新
しい書籍を購入する必要がありません。
- 変更にならない部分はそのまま利用できますので、資
源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたま
わります。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.4)571-1④

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

752ノ2 株主資本の実務 第4 自己株式、資本の払戻し

① みなし配当の額（法24④六、法23④四、所法25④六、所令61④四）

$$\text{みなし配当の額} = \frac{\text{交付を受けた金銭等の合計額}}{\text{組織変更直前の組織変更直前の資本等の額}}$$

組織変更直前に有していた組織変更法人の組織変更直前の資本等の額
 \times 組織変更に係る株式の数
 組織変更直前の発行済株式等の総数
 （その直前の資本金等がゼロ以下である場合は、ゼロ）

② 株式の譲渡損益の額（法61の2④）

なお、個人株主における株式等に係る譲渡所得等の金額も同様に計
法37の10①・③六）。

$$\text{譲渡損益の額} = \frac{\text{株主等が交付を受ける金銭等の価額の合計額} - \text{みなし配当の額}}{\text{その株式の単価} - \text{譲渡した株式の単価}} \times \text{譲渡した株式の数}$$

【事例】

次の状態にある株式会社が、持分会社へ組織変更する場合の株主（発行
数100株のうち40株を所有）の税務処理を考えます。

直前別表五(→II)	
資本金等の額	5,000
利益積立金額	5,000
合 計	10,000

なお、株主におけるその株式の取得価額は、1,000であるとし
ます。

(1) その株主（法人・個人）が、組織変更後の持分会社の持分（時価2,400）
交付を受けた場合

この場合には、組織変更の時にみなし配当課税及び株式譲渡損益課税は行わ
れず、組織変更を受けた持分の取得価額は、組織変更前の株式の取
得価額と見做す。

株主資本の実務 第12 グループ法人税制

第12 グループ法人税制

1 完全支配関係がある法人間の取引

○100%グループ内法人間における資産譲渡損益の調整

Q

グループ法人税制において100%グループ内の法人間で行われ
た資産の譲渡取引については、どのように扱われるのでしょうか。

A

グループ法人税制の創設によって、内国法人がその内国法人との
間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した一定の資産につ
いては、その譲渡損益を再譲渡等の時点まで繰り延べすることと
されました。

Q&A

最新の会社法制、会計基準、税制に対応!

株主資本の実務

編集

株主資本実務研究会

【代表】 緑川 正博（公認会計士）

◆「株主資本」にかかわる実務を、法務・
会計・税務の面から詳しく解説!

◆税務・会計処理や申告調整の方法につ
いて設例を掲げ、具体的な仕訳例・計
算例を明示するなど、実務に即して解説!

◆この分野に造詣の深い研究者・実務家
が豊富な知識・経験を盛り込んだ待望
の実務書!

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,478頁

本体価格12,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せての
ご購入となります。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

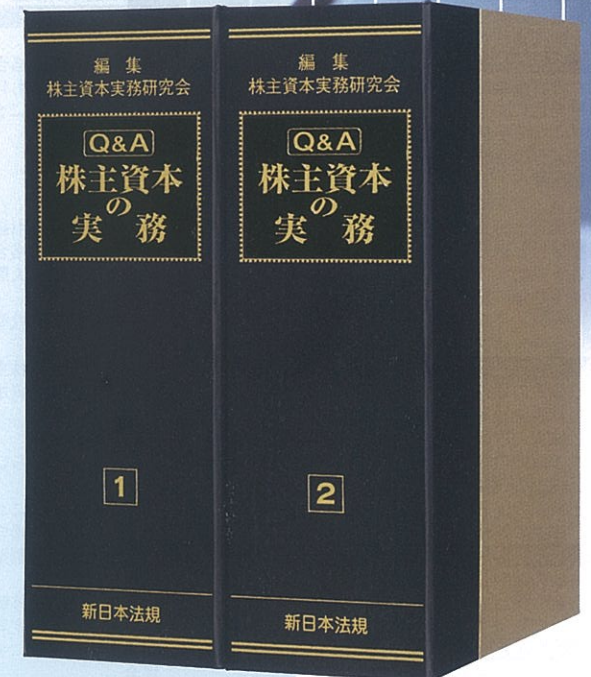
新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。

年間利用料 本体価格19,200円+税



●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)

創業1948年  新日本法規出版